

## 令和3年第4回瑞穂市教育委員会定例会会議録

令和3年4月27日（火）午後2時00分開議

### 議 事 日 程

開会及び開議の宣告

- 日程第1 令和3年第3回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について
- 日程第2 会議録署名委員の指名について
- 日程第3 報告第5号 令和3年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第4 報告第6号 令和3年度瑞穂市就園就学緊急援助費交付要綱を制定する告示について
- 日程第5 報告第7号 令和3年度瑞穂市教育・保育給付認定子どもに係る緊急副食援助費交付要綱を制定する告示について
- 日程第6 報告第8号 瑞穂市教育委員会に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則について
- 日程第7 承認第3号 瑞穂市社会教育推進員の委嘱についての専決処分について
- 日程第8 議案第18号 瑞穂市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則の制定について
- 日程第9 議案第19号 瑞穂市教育委員会告示で定める申請書等の押印の特例に関する要綱を制定する告示について
- 日程第10 議案第20号 瑞穂市教育支援センター運営委員の委嘱について
- 日程第11 議案第21号 令和3年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会の設置について
- 日程第12 議案第22号 瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員の委嘱について
- 日程第13 議案第23号 瑞穂市民センター屋根他改修工事の計画について
- 日程第14 議案第24号 瑞穂市巢南公民館外壁改修工事の計画について
- 日程第15 教育長の報告
- 日程第16 そ の 他 事務局長  
教育総務課長  
学校教育課長  
幼児教育課長  
生涯学習課長

閉会の宣言

**○本日の会議に付した事件**

議事日程に同じ

**○本日の会議に出席した委員**

加 納 博 明

加 藤 悟

森 下 伊三男

加木屋 加緒里

大 平 高 司

**○本日の会議に欠席した委員**

なし

**○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名**

事務局長 廣 瀬 進 一

教育総務課長 松 島 孝 明

学校教育課長 坂 野 美 恵

学校教育課主幹 曾我部 雄 志

学校教育課総括課長補佐 松 野 英 泰

幼児教育課長 今 木 浩 靖

幼児教育課総括課長補佐 野 口 智 子

生涯学習課長 佐 藤 雅 人

生涯学習課主幹 広 瀬 久 士

生涯学習課総括課長補佐 泉 大 作

**○本日の会議に職務のため出席した者の職・氏名**

教育総務課総括課長補佐 野 津 浩 行

○傍聴者

なし

**開会及び開議の宣告**

○**教育長** 本日はお忙しいところお集まりいただき誠にありがとうございます。定刻になりましたので、只今から令和3年第4回瑞穂市教育委員会定例会を開会致します。それでは、日程に従って進めさせていただきます。

---

**日程第1 令和3年第3回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について**

○**教育長** 日程第1 令和3年第3回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について、議題と致します。

事務局より過日郵送にてお配りいただいておりますがご異議ございませんか。

異議がないようですので、令和3年第3回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について、承認することと致します。

---

**日程第2 会議録署名委員の指名について**

○**教育長** 本日の会議録署名委員の指名について、議題と致します。

今回は、加藤委員よろしくお願い致します。

---

**日程第3 報告第5号 令和3年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）について**

○**教育長** 令和3年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**教育総務課長** 日程第3 報告第5号 令和3年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）について、別紙のとおり瑞穂市教育委員会に報告する。

<資料により説明>

○**大平委員** サーマルカメラの予算計上がされていますがどのような機能があるのか説明をお願いします。

○**教育総務課長** 施設の入口で体温を測定するもので、カメラに顔を近づけて体温異常の際はアラートが鳴る機能を備えた機器となります。

～ 質疑・討論 ～

○**教育長** その他、ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第3 報告第5号 令和3年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）について、承認することと致します。

---

**日程第4 報告第6号 令和3年度瑞穂市就園就学緊急援助費交付要綱を制定する告示について**

○**教育長** 日程第4 報告第6号 令和3年度瑞穂市就園就学緊急援助費交付要綱を制定する告示について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**学校教育課長** 日程第4 報告第6号 令和3年度瑞穂市就園就学緊急援助費交付要綱を制定する告示について、別紙のとおり瑞穂市教育委員会に報告する。令和3年4月27日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、経済的に幼稚園に就園すること、若しくは小学校又は中学校に就学することが困難な児童生徒の保護者に対し、その経済的負担を軽減するため、要綱を制定するもの。

<資料により説明>

○**学校教育課長** 昨年度に引き続き就園就学の援助をするというものです。対象となるのは要綱の第3条にある各都道府県社会福祉協議会による緊急小口資金の貸付け、総合支援資金のうち生活支援費の貸付け、瑞穂市住居確保給付金事業実施要綱による住居確保給付金の支給を受けている方について、要件に合えば申し出ていただき給食費相当の額を援助するというもので、4月1日から適用するものです。

～ 質疑・討論 ～

○**教育長** ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第4 報告第6号 令和3年度瑞穂市就園就学緊急援助費交付要綱を制定する告示について、承認することと致します。

---

**日程第5 報告第7号 令和3年度瑞穂市教育・保育給付認定子どもに係る緊急副食援助費交付要綱を制定する告示について**

○**教育長** 日程第5 報告第7号 令和3年度瑞穂市教育・保育給付認定子ども

に係る緊急副食援助費交付要綱を制定する告示について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

- 幼児教育課長** 日程第5 報告第7号 令和3年度瑞穂市教育・保育給付認定子どもに係る緊急副食援助費交付要綱を制定する告示について、別紙のとおり瑞穂市教育委員会定例会に報告する。令和3年4月27日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、経済的に困難な状況にある保育所等を利用する子どもの保護者に対し、その経済的負担を軽減するため、要綱を制定するもの。

<資料により説明>

- 幼児教育課長** 先ほどの令和3年度瑞穂市就園就学緊急援助費交付要綱と要件は同じで、援助費としては月額3,000円が上限で利用料が3,000円を下回る場合は支払額となります。

～ 質疑・討論 ～

- 教育長** ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第5 報告第7号 令和3年度瑞穂市教育・保育給付認定子どもに係る緊急副食援助費交付要綱を制定する告示について、承認することと致します。

## 日程第6 報告第8号 瑞穂市教育委員会に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則について

- 教育長** 日程第6 報告第8号 瑞穂市教育委員会に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

- 学校教育課長** 日程第6 報告第8号 瑞穂市教育委員会に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり瑞穂市教育委員会定例会に報告する。令和3年4月27日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、令和3年度瑞穂市教育・保育給付認定子どもに係る緊急副食援助費交付要綱及び令和3年度瑞穂市就園就学緊急援助費交付要綱の制定のため。

<資料により説明>

○**学校教育課長** 先ほどご報告いたしました報告第6号、第7号に関わって、事務委任及び補助執行に関する規則の改正を行います。第3条の教育長の項中に、教育・保育給付認定子どもにかかる緊急副食援助費交付要綱及び瑞穂市の就園就学緊急援助費交付要綱の2つを追加します。

～ 質疑・討論 ～

○**教育長** ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第6 報告第8号 瑞穂市教育委員会に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則について、承認することと致します。

---

### 日程第7 承認第3号 瑞穂市社会教育推進員の委嘱についての専決処分について

○**教育長** 日程第7 承認第3号 瑞穂市社会教育推進員の委嘱についての専決処分について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**生涯学習課長** 日程第7 承認第3号 瑞穂市社会教育推進員の委嘱についての専決処分について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第3条第1項の規定により、瑞穂市社会教育推進員に別紙名簿の者を委嘱したので、同条第2項の規定により報告し、瑞穂市教育委員会の承認を求める。令和3年4月27日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、瑞穂市社会教育推進員設置要綱（平成15年瑞穂市教育委員会告示第3号）第4条の規定により、瑞穂市社会教育推進員が欠けたため新たに委嘱するもの。

<資料により説明>

○**生涯学習課長** 社会教育推進員の任期は2年となっており、昨年度と今年度の2年間ですが、今回新たに委嘱する60名の方は今年度1年間の残任期ということになります。社会教育推進員は、自治会から選出されるため1年交代となる方の専決をお願いするものです。

～ 質疑・討論 ～

○**教育長** ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第7 承認第3号 瑞穂市社会教育推進員の委嘱についての専決処分について、承認することと致します。

---

## 日程第8 議案第18号 瑞穂市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則の制定について

○**教育長** 日程第8 議案第18号 瑞穂市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則の制定について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**教育総務課長** 日程第8 議案第18号 瑞穂市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則の制定について、瑞穂市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則案を別紙のとおり提出する。令和3年4月27日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、行政手続の簡素化を推進することにより、市民の負担の軽減及び利便性の向上を図るため、申請書等の押印の義務付けを廃止するための特例に関する規則の制定を行うもの。

<資料により説明>

○**教育総務課長** 資料にあります一覧表に規則名を列記することにより、5月1日から押印の廃止をするということを特例で認めていただくものでございますが今後、列記した規則の改正を行う際には申請書等の押印を廃止することで対応することになります。

○**森下委員** 具体的にどの規則に関して申請書に押印が必要なのか、不要なのかという区分けはいつされますか。

○**教育総務課長** 現在各課で洗い出しを行っておりますが、まずはこの特例の規則を定めることについてお諮りするものです。

○**森下委員** まずは例規を整備するという事によろしいですか。また、どれだけの規則が対象となりますか。

○**教育総務課長** まずは例規の整備を行うということです。対象数につきましては現在洗い出し作業中ですので把握できておりませんが、かなりの数になると思われま。

～ 質疑・討論 ～



○**教育長** その他、ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第8 議案第18号 瑞穂市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則の制定について、可決することと致します。

---

**日程第9 議案第19号 瑞穂市教育委員会告示で定める申請書等の押印の特例に関する要綱を制定する告示について**

○**教育長** 日程第9 議案第19号 瑞穂市教育委員会告示で定める申請書等の押印の特例に関する要綱を制定する告示について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**教育総務課長** 日程第9 議案第19号 瑞穂市教育委員会告示で定める申請書等の押印の特例に関する要綱を制定する告示について、瑞穂市教育委員会告示で定める申請書等の押印の特例に関する要綱を別紙のとおり定めることについて、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第10号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。令和3年4月27日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、行政手続の簡素化を推進することにより、市民の負担の軽減及び利便性の向上を図るため、申請書等の押印の義務付けを廃止するための特例に関する要綱の制定を行うもの。

<資料により説明>

○**教育総務課長** 申請書等の押印の義務付けを廃止するための特例に関する要綱の制定を行うものでございます。規則同様5月1日から廃止するという事で要綱を制定させていただくものであり、一覧表に列記することによって特例を認めるものです。

○**加藤委員** 実際に申請書を提出する際に押印が必要か不要かの判断がはっきりしないと皆さん困るのではないかと思います。どのような対応をされますか。

○**教育総務課長** 5月1日以降に、窓口で申請していただく際には押印が必要か不要かの判断はします。

○**加木屋委員** 特例となると様式の変更も行われないとのことですが、印のしるしが残った様式を使用されるということで、提出の際に押印が必要か不要かを判断いただくということでしょうか。

○**教育総務課長** 規則、要綱上はまだ印の表示が残ったままですが今後規則、要綱の改正が必要となった場合に様式の変更も行うこととなります。全庁的に5月1日より規則、要綱につきましては押印不要という判断はしておりますので、申請の段階で本人確認をさせていただく必要があるかもしれませんが、特例に関してその場で押印していただくようなことはないと思います。

○**加木屋委員** 応対する人によって判断が異なることのないように徹底していただき、混乱の無いように準備しておく必要があるのではないかと思います。

○**教育総務課長** その様なことが無いように職員間で共有するように気を付けます。

○**大平委員** 申請する立場で言えば、押印が必要な文書が残るのであれば、どのような文書に押印が必要なのが分かれば混乱が少なくて済むと思います。

○**教育総務課長** 法的に押印が必要なものは今後も残ることになります。

○**大平委員** 市民にとって法的に必要なものはどのようなものかというイメージや目安となるものがあるとわかりやすいと思います。

○**教育長** 規則、要綱を洗い出す際に基準等が示されて作業しているので、先ほど加木屋委員の心配されるようなことの無いように担当課で確認するようにしていきますので引き続き行っていきたいと思っています。

○**森下委員** ホームページに一覧表は掲載されますか。

○**教育総務課長** ホームページに掲載し公表します。

○**加藤委員** ホームページ以外に連絡するようなことはないですか。全国的に印鑑については簡略化する動きがあるので市民の皆さんもそのような思いは持っていると思います。

○**教育総務課長** 加藤委員のいわれるように、他の市町と対応が違うことの無いように洗い出していると認識しています。

～ 質疑・討論 ～

○**教育長** その他、ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第9 議案第19号 瑞穂市教育委員会告示で定める申請書等の押印の特例に関する要綱を制定する告示について、可決することと致します。

**日程第 1 0 議案第 2 0 号 瑞穂市教育支援センター運営委員の委嘱について**

○**教育長** 日程第 1 0 議案第 2 0 号 瑞穂市教育支援センター運営委員の委嘱について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**学校教育課長** 日程第 1 0 議案第 2 0 号 瑞穂市教育支援センター運営委員の委嘱について、別紙の者を委嘱したいので瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 1 5 年瑞穂市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 1 1 号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。令和 3 年 4 月 2 7 日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、瑞穂市教育支援センター条例（平成 2 1 年瑞穂市条例第 1 6 号）第 5 条第 2 項の規定により、瑞穂市教育支援センター運営委員を委嘱するもの。

<資料により説明>

○**学校教育課長** 瑞穂市教育支援センター条例第 5 条第 2 項の規定により、瑞穂市教育支援センター運営委員を委嘱するものでございます。第 6 条において任期は 1 年ということが定められておりますので毎年の任命になります。1 0 人の方をお願いしたいと考えており 2 番から 6 番の方については、P T A 会長を含め再任です。

～ 質疑・討論 ～

○**教育長** ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第 1 0 議案第 2 0 号 瑞穂市教育支援センター運営委員の委嘱について、可決することと致します。

---

**日程第 1 1 議案第 2 1 号 令和 3 年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会の設置について**

○**教育長** 日程第 1 1 議案第 2 1 号 令和 3 年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会の設置について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**学校教育課長** 日程第 1 1 議案第 2 1 号 令和 3 年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会の設置について、岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会規約第

2条第1項第4号の規定に基づき、令和3年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会の設置について議決を求める。令和3年4月27日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）及び教科用図書採択地区の設定（昭和43年岐阜県教育委員会告示第4号）に基づき、瑞穂市教育委員会の議決を求めるもの。

＜資料により説明＞

○**学校教育課長** 今年度は採択替えの年ではございません。例えば新たに発行されるような教科用図書が検定で合格した場合だとか、採択している会社の教科用図書、採択図書が発行されなくなった場合等特例がありますので、毎年この採択協議会は設置することとなっております。岐阜地区の採択協議会の規約に基づきまして設置を行っていきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○**教育長** 岐阜地区の採択協議会を設置するという点について、関係する市町の教育委員会の議決が必要というような仕組みになっております。今年は採択年度ではありませんが、毎年度協議会を設置していくということで、万一の時に備えるという体制を整えるために今年度の協議会の設置についての議決をいただくというものです。

～ 質疑・討論 ～

○**教育長** ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第11 議案第21号 令和3年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会の設置について、可決することと致します。

---

## 日程第12 議案第22号 瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員の委嘱について

○**教育長** 日程第12 議案第22号 瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員の委嘱について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**生涯学習課長** 日程第12 議案第22号 瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員の委嘱について、別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第11号の規定により、

瑞穂市教育委員会の議決を求める。令和3年4月27日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、委員に欠員が生じたため、瑞穂市附属機関設置条例（平成20年瑞穂市条例第30号）第4条第2項の規定により、瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員を委嘱するもの。

<資料により説明>

○生涯学習課長 読書活動推進会議の委員は12人ですが、保育所保護者会代表の方と健康福祉部健康推進課長に異動がありましたので、この2人の方を新たに委嘱するものです。任期は今年の10月31日までの残任期間をお願いするものです。

～ 質疑・討論 ～

○教育長 ご質問よろしいでしょうか。

○森下委員 任期終了日が10月31日になっている理由はありますか。

○生涯学習課長 子どもの読書活動推進活動計画に基づいての活動となり、審査及び審議が主な任務になりますが、活動計画が11月スタートということで任期終了日が10月31日となっています。

○教育長 その他、ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第12 議案第22号 瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員の委嘱について、可決することと致します。

---

### 日程第13 議案第23号 瑞穂市民センター屋根他改修工事の計画について

○教育長 日程第13 議案第23号 瑞穂市民センター屋根他改修工事の計画について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○生涯学習課長 日程第13 議案第23号 瑞穂市民センター屋根他改修工事の計画について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第9号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。令和3年4月27日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、老朽化により、瑞穂市民センターの屋上防水、排水樋を改修するもの。

<資料により説明>

○生涯学習課長 工期といたしましては、7月から12月の約半年を予定しております。梅雨明けの時期から始め半年間としております。工事の進捗状況等によっては、利用を中止していただかなければならないことがあるかもしれませんが、その場合は早めに利用者の方に連絡をとり工事を進め、できるだけ早くに開放したいと思っております。

～ 質疑・討論 ～

○加藤委員 築年数がかなり経過していますが、防水塗装工事だけで大丈夫でしょうか。

○生涯学習課長 生涯学習施設の整備計画に基づいて進めていく予定ですが、財政面から予算の範囲内で順次実施することになります。

○加藤委員 窓の工事は含まれていませんが問題ないということでしょうか。

○生涯学習課長 今のところ大丈夫と思われませんが、場合によっては応急処置で対応したいと思います。

○森下委員 耐震工事は終了していますか。

○生涯学習課長 阪神淡路大震災の時に一斉に調査が実施され必要な補強はされています。

○教育長 その他、ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第13 議案第23号 瑞穂市民センター屋根他改修工事の計画について、可決することと致します。

---

#### 日程第14 議案第24号 瑞穂市巢南公民館外壁改修工事の計画について

○教育長 日程第14 議案第24号 瑞穂市巢南公民館外壁改修工事の計画について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○生涯学習課長 日程第14 議案第24号 瑞穂市巢南公民館外壁改修工事の計画について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第9号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。令和3年4月27日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、老朽化により、瑞穂市巢南公民館の外壁を改修するもの。

＜資料により説明＞

○生涯学習課長 巢南公民館の現在の建物は、4回に分けて建築工事が行われております。一番古い建物は築年数約44年です。一番新しい建物はふれあいホールで平成6年10月に建設しております。古い建物だけ改修するという方法もありますが、全壁面を改修する工事としております。工事の際に足場を設置しますので、利用者の方には注意等をお願いしながら工事を進めることとなります。利用中止になるようなことはないと思っておりますが、場合によってはお願いすることがあるかもしれません。

～ 質疑・討論 ～

○加木屋委員 屋根の防水工事は終了していますか。

○生涯学習課長 実施しています。

○教育長 その他、ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第14 議案第24号 瑞穂市巢南公民館外壁改修工事の計画について、可決することと致します。

---

## 日程第15 教育長の報告

○教育長 日程第15 教育長の報告になります。

市の新型コロナウイルスの状況、対応についてご説明、報告をさせていただきます。岐阜県が23日金曜日に新型コロナウイルス対策本部会議を開き非常事態宣言を出しました。非常事態宣言の対象地域に瑞穂市も含まれており今週月曜日から飲食店に営業時間の短縮要請をしているところでございます。我々が特に関係するのは社会体育施設、学校開放施設等が該当しますが、市のコロナ対策本部会議で決定した内容としては、前回までは夜間の貸し出しを中止していましたが、今回は県の要請が20時までということと近隣市町の対応状況から、夜間の貸し出しは時間を短縮し19時45分までとしました。全国の状況としましては、大阪を中心に関西地方で非常に感染者が広まっています。変異株と言われる新しいタイプのウイルスが関西地方で急激に拡大していると言われておりますが、特に大阪では病床が逼迫して、滋賀県に応援を要請しているというような状況です。新規陽性者の中で変異種の割合が何%位なのかというのを調べているわけですが、先週までのデータで非常に多い都道府県が大阪府、兵庫県で79%が変異種だと

言われています。次が京都府で71%だと言われています。次が岐阜県で62%とのことです。非常に心配な要素として岐阜県のコロナ対策本部は危惧しているところです。もう1つは死亡率の問題があると言われております。世界の死亡率は2.1%、日本は1.8%です。ところが岐阜県は2.3%で世界の死亡率を上回っています。岐阜県としても要因の把握ができていませんが非常に心配な要素であるということを言っております。瑞穂市は岐阜市と大垣市という大きな市に挟まれ、名古屋市に通いやすく名古屋圏とも密接につながっている地域で、西濃地方を通過して三重県と滋賀県、関西地方にも非常に近いところに位置する市であるということを踏まえると、慎重に対応しなければいけないということを考えるわけです。教育委員会に関係する職員には、特にこの大型連休はよく考えた行動をしてほしいということを伝えました。体調が悪ければすぐに休み病院に行く。病院に行く場合も容態を医療機関に説明したうえで受診することなど具体的に指示をさせていただきました。市内の保育所、幼稚園、小学校、中学校においても感染したお子さんはいます。家族内感染で止まっているというのが現状です。現在も入院の必要はないがホテル療養をしている家族もいます。保護者の方々には本当にご理解をいただいております、家族が濃厚接触者でPCR検査を受けたなどの情報を通して学校、保育所、幼稚園へ報告いただいております。市へは県から情報が入ります。この情報と学校や保育所、幼稚園に入ってきた情報と突合することで、対応がうまくいくということもありますので、常に情報連携をしているという状況でございます。ワクチン接種が進んでも拡大するかもしれませんが2回接種されれば効果が出てくるだろうと期待しているところです。

---

## 日程第16 その他

○**教育長** 日程第16 その他に入ります。

教育事務局長。

○**事務局長** 特にありません。

○**教育長** 教育総務課長。

○**教育総務課長** 昨年度GIGAスクール構想の実現に向けて児童生徒に1人1台タブレット端末を整備させていただいた状況でございますが、今年度の児童生徒数の増減があることによって学校単位での過不足による調整をしております。



現在業者が再設定作業を行っていますので、5月中、下旬に再配布をさせていただき順次お使いいただけるよう進めさせていただいております。

○**教育長** 学校教育課長。

○**学校教育課長** 非常事態宣言が23日に出たことに伴い学校にも通知が来ました。感染防止対策を十分に講じたうえで教育活動を行うようにという内容でしたので引き続き感染防止対策を徹底していきます。昨年度は通知を受けて行事等を中止にすることが多かったですが、今年は昨年度の経験を踏まえて、感染対策、密にならない、手指消毒を徹底するといったことを十分に行いながらなるべく行事は実施していこうという方向でいます。例えば金曜日には市の校外研修として教員が一同に介して研修を行いました。これまでは巢南中学校1校に集まり実施していましたが、それでは密になるということで、市内3中学校を借りまして、会場をリモートでつないで全体会を行いました。また、昨日から西小学校、南小学校、牛牧小学校、巢南中学校では授業参観が始まっております。西小学校の例を紹介しますと、体育館と教室をリモートでつないで、教室の様子を体育館に映し出し、それを保護者が見られるようにしました。その授業1時間中が体育館ではなく6～7人を1グループとし、15分ずつ教室で子どもたちの姿を見て、次のグループに交代してということでリモート参観を実施しました。他の3校については参観日を1日ではなく、3～4日に分けて行い、密にならないよう授業参観を行うということで実施しました。巢南中学校は3日間2時間目から4時間目の授業を公開しましたが、保護者が各教室において参観できる人数を、5人以下に制限して事前予約を行いました。保護者の方々に見ていただけるようにということで、各校工夫しながら教育活動を行っておりますのでご承知おきください。

○**教育長** 幼児教育課長。

○**幼児教育課長** 特にありません。

○**教育長** 生涯学習課長。

○**生涯学習課長** 施設開放につきましては教育長よりお話しいただきましたので、そのほかの事業についてご報告をさせていただきます。今年度は新型コロナウイルスの感染防止対策をしながら、生涯学習、生涯スポーツ事業を実施していきたいと考えておりましたが、ここへ来て感染者が増加している状況ですので、予定も変更となっております。まずは瑞穂大学ですが、先月予定しておりました合同開

校式はコロナウイルス対策本部会議の決定をうけて中止にさせていただきました。昨日も会議がありまして、高齢者のワクチン接種が6月末までかかるということで、とりあえず6月末までは休講することにさせていただきました。子どもの事業についてですが、瑞穂総合クラブの開講について大変迷いました。1年を通して計画的に行う必要のある講座もあり、1学期だけ休講することに対し、指導いただいている先生によってはそれだったら年間通して休講にしてほしいというご意見が昨年度あったということで、残念ですが今年度も中止するということが決定をさせていただきました。あともう1つ、市民自主講座です。前期、後期に分けて開講するもので、現在前期の募集を行って5月の連休明けから始める予定でしたが、これにつきましてもとりあえず5月は休講とし、6月、7月は状況を見ながらまた判断していくということになっております。

○**教育長** ありがとうございます。教育長の報告から生涯学習課長の報告を受けて、何かもう少しお伺いしたいということがありましたらお答えさせていただきますがどうでしょうか。

○**加藤委員** できるだけ教育活動を行うために現場では感染防止対策を工夫されているということですが、先ほど補正予算の中でサーマルカメラの設置について検討されましたが学校に設置する考えはありませんか。以前は消毒も子どもが下校後にやっているということで大変な作業だと思いましたが、先生方に少しでも負担をかけなくても済むような方法を考えられないかなということをおもいましたが何か検討はされていますか。

○**学校教育課長** それも1つの案としてありましたので、現場の声を聞いたところ、2つ心配な点がありました。まず1つ目は自宅で体温を測定して体調を管理するということができなくなってしまう。熱があった場合はお休みするのが当然ですが、学校に来てから測定し熱があるので帰すというのは、対応が遅れてしまうこととなります。2つ目としましては、測定結果が表示されるまでに時間がかかりますので、今は家での測定結果をチェックシートに記入しカバン等に吊り下げたものをチェックしていくので早く済みますが、機器を使用することにより余計に子どもたちが混みあうことが考えられます。これから夏に向けて暑いなかで待たなければいけないということも起きますので、現場の先生の声も聞いたところ今の方法がやりやすいということ、子どもが体調を自己管理できるということ

でこのやり方がベストじゃないかということを知っています。

○**加藤委員** 校門でも体温チェックというのを協力して行っていると思いますが、非接触型の体温計も性能にばらつきがあると思われませんが、屋外でやると外気温に影響されてしまって測定できないということもあると聞いています。きっとこの1年試行錯誤されてより良い方法が進められているとは思いますが、何とか少しでも負担が軽減されるよう検討いただきたいと思っています。

○**教育長** 学校も朝の登校はだいぶ固定化され、チェックシートに関しては先生も児童生徒もかなり慣れてきたというところがあります。若干混んでいるところはありませんので、工夫して改善していただいているところです。特に小学校で集団登校してくると、一斉に集まりますので玄関内が児童生徒で混乱するという状況はどうしても生まれてしまいます。対策をすれば、登校時間をずらすという方法があるかと思っています。各学校はそれぞれ工夫してくれていると思いますが、玄関の個所数など建物の構造上難しいこともあります。これから梅雨を迎えると大変な時期になるので心配はしています。ご意見は校長会で伝えます。

○**森下委員** タブレット端末に過不足が生じているということですが、総数としては足りていますか。

○**教育総務課長** 児童生徒分としては不足していないと認識しております。学校によって差はあるかと思いますが、ある学校では十数台足らなかったり、ある学校では余っていたりというところがございますので、学校間で移動するため一度回収し、不足先の学校用に再度設定後に配付することになります。

○**教育長** 他の市町から転任してきた校長先生に話を聞くと、最初に使う日が一番大事だと言っていました。最初に丁寧な対応をすればその学級は、大切にルールを守って使っていたというので、丁寧に取り組むことは教えなければいけないということを思っています。

ありがとうございました。

次回の会議予定ですが、令和3年第5回瑞穂市教育委員会定例会を令和3年5月25日、火曜日、午後2時から開催します。

---

## 閉会の宣告

○**教育長** 本日は、お忙しいところありがとうございました。これをもちまして、

令和3年第4回瑞穂市教育委員会定例会を閉じさせていただきます。

閉会 午後3時17分

瑞穂市教育委員会会議規則第27条第2項の規定により、ここに署名する。

令和3年4月27日

瑞穂市教育委員会 教育長

加藤 博明

委員

加藤 悟

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第6項のただし書により、人事に関する事件その他の事件について、出席委員の3分の2以上の多数で議決があった場合は非公開とします。